



発行 東京都

目次

規則

○東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則.....(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)...

告示

○建築基準法による道路の指定.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....
○令和三年における中型まき網漁業の制限措置の内容等.....(産業労働局農林水産部水産課)...

公告

○特定非営利活動法人の特例認定.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....
○開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月十七日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百五十六号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第一百号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊸」を削る。

別記第二号様式及び第二号の二様式中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

別記第四号様式中「㊸」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

東京都告示第七百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日

法第四十二条第一項第四号の規定による 令和三年四月二十三日

指定に係る道路の位置

(一) 次に掲げる地番の全部

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

- 羽村市川崎部
一丁目三百三十六番五地先、三百三十七番一地先、川崎四丁目二百二十三番四、同番四地先、二百二十五番五、同番七から同番九まで、二百三十一番五地先、同番六、二百三十二番四地先、同番十二、同番十三、二百六十八番一地先、二百七十番一、二百七十一番三、二百七十五番二地先、二百七十九番二地先、二百八十四番三、二百八十七番イ地先、二百九十六番二地先、羽東二丁目二百七十八番一

地先、二百九十五番一、地先及び三百十四番七  
 (二) 次に掲げる地番の一  
 部  
 羽村市川崎一丁目三百二十八番十、三百二十九番二、三百三十五番一、同番三、三百三十六番一、同番二、同番五、同番七、同番八、三百三十七番一、川崎四丁目二百三十一番二、同番五、二百三十二番一、同番四、同番八、同番十、二百六十八番一、二百六十九番一、同番六、同番十、同番十四、二百七十番一、同番五、同番六、二百七十一番一から同番四まで、同番六、同番七、二百七十四番一、同番二、二百七十五番一、同番二、二百七十六番一、同番四か

ら同番六まで、同番八、同番十三、同番十五から同番十八まで、同番二十二、二百七十七番五、同番十六、二百七十九番二、二百八十番七、二百八十一番一、同番二、二百八十二番一から同番三まで、同番五、同番六、二百八十三番一から同番四まで、二百八十四番一、同番口、二百八十五番一、同番二、二百八十六番一、同番三、二百八十七番一、同番口、二百八十八番一、二百八十九番一、同番二、二百九十番二、二百九十一番一、同番三、二百九十五番一、同番二、二百九十六番一から同番三まで、三百六番二、三百十四番一、同番二、三百十五番一、同番二、

羽東二丁目二百七十八番一、二百九十四番二、二百九十五番一、三百一十番一、三百一十番一、同番三、三百十二番一、同番二、三百十三番一、同番二、三百十四番二、同番三、同番五、同番六、同番八及び三百十七番

●東京都告示第七百三十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年における中型まき網漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年五月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

中型まき網漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

合計四十八トン(許可証に記載された総トン数の合計値)

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

<p>(四) 漁業時期 周年</p> <p>(五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</p>	<p>操業区域</p> <p>大島近海漁場(大島町、利島村、新島村、神津島村の地先海面(銭州を含む。))</p> <p>漁業を営む者の資格</p> <p>大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林水産省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が大島支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にある者であること。)</p> <p>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</p> <p>四隻</p>
--	--

<p>八丈島近海漁場</p> <p>八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が八丈支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が八丈支庁管内にある者であること。)</p> <p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和三年五月十七日から同月二十一日まで</p>	<p>公 告</p>	<p>特定非営利活動法人の特例認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p>
--	------------	---

<p>令和三年五月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人科学的根拠に基づく健康寿命を伸ばす会</p> <p>二 代表者の氏名 河野 雅弘</p> <p>三 主たる事務所の所在地 八王子市寺町六十二番地六 レールシティ八王子三〇六号</p> <p>四 特例認定の有効期間 令和三年三月九日から令和六年三月八日まで</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和三年五月十七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>浅 井 勉</p>	<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 西多摩郡瑞穂町大字高根字神 青梅市河辺町七丁目六番地 明下百六十一番、百六十七番、の十九 百六十八番一、同番三及び同 有限会社さくらホーム 番四 代表取締役 桜井 潤</p> <p>青梅市新町一丁目十番二十七 西東京市北原町三丁目二番 二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行</p>
---	---

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年四月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年五月十七日から同年六月十七日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例（平成元年東京都条例第十号）に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

